

杉並区農福連携事業基本計画の策定について

農地（井草三丁目用地）を活用した農業と福祉との連携事業（以下「農福連携事業」という。）の実施に向け、「杉並区農福連携事業基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し取組を進めることとしたので、以下のとおり報告します。

1 基本計画の概要

（1）事業の方針

- 障害者・高齢者等のいきがい創出や健康増進、若者等の就労支援、幼児の食育・自然体験など、福祉施策等の効果を高める取組を実施する。
- 収穫物の提供を通じて福祉施設等の運営支援等を図る。
- 農地の活用により、都市農地を保全し都市型農業の推進を図る。
- 都市農地の持つ多面的機能に対する区民の理解を深め、区民とともにつくる農園を目指す。
- 区内教育機関や産業団体等と幅広く連携し、交流事業を実施するなど、農福連携事業を効果的に推進する。

（2）農園運営の基本的考え方

- 農園の運営と農業指導等を、農業に関する専門的知識を持つ事業者に委託する。
- 農園運営の担い手となる区民ボランティアを募集する。
- 区民ボランティアを対象に農業技術の習得にとどまらず、農福連携事業の意義や実践について学べる幅広い知識の習得を目的としたカリキュラムを実施する。

（3）事業の概要と農園施設の整備

- 福祉施設等に提供する農産物を生産する区画として、多目的農園區画を整備し、区民向け農業体験事業を実施する。
- 区内の障害者等の団体に農業体験機会を提供する区画として団体農園區画を整備し、団体利用のほか、若者等就労支援の取組等を実施する。
- 農園敷地内に管理棟及び駐車場・駐輪場を整備する。管理棟は、利用者の利便性やバリアフリーにも配慮し、農業、農家に関する展示を行うなど、かつての「杉並の農の風景」を想起させる建物とする。
- 災害時に活用できる非常用電源装置を備えた防災兼用農業用井戸を整備する。

(4) 農園を活用した事業

- 都立農芸高校等区内教育機関と連携し、収穫物を活用した加工品や調理レシピの開発等について連携した取組を行う。
- 収穫体験などの地域交流イベントを実施する。
- 即売会の開催や農園PRなど、農園の運営についても障害者施設等と連携を図る。

(5) 全面開園に向けた当面の取組

- 事業者にも農園の運営を委託し、農園整備や試験的作付を開始する。令和元年度に収穫する農産物は、地域イベントに食材として提供するなど区民への農園PR活動などに活用する。
- 区民ボランティアや団体農園の利用団体を募集し、令和元年10月から事業の一部を開始した。

2 今後の主なスケジュール（予定）

令和元年10月～	団体農園区画の一部利用開始 区民ボランティア活動開始
令和2年4月～	管理棟建築工事 防災兼用農業用井戸整備
令和3年4月	全面開園